

平成 20 年 2 月 1 日厚生労働省発表「株式会社ノヴァの破産に伴う受講者の
教育訓練給付金の取扱いについて」における「対応訓練」について

株式会社ノヴァについては、平成 19 年 11 月 26 日付けで大阪地方裁判所より破産手続開始決定を受けるに至ったことから、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練（雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項により厚生労働大臣が指定する教育訓練。以下「対象教育訓練」という。）のうち同社の対象教育訓練が途中で実施されず、結果的に訓練修了に至らない受講者が存在している状況です。

これについて、平成 20 年 2 月 1 日付け厚生労働省発表資料「株式会社ノヴァの破産に伴う受講者の教育訓練給付金の取扱いについて」（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/02/h0201-2.html>）においてお知らせしたとおり、平成 19 年 6 月 19 日以前に株式会社ノヴァの実施する対象教育訓練の受講を開始し修了に至っていない受講者（以下「未修了者（※）」という。）が、株式会社ノヴァが実施していた対象教育訓練と、目標資格の点で同等と認められる他の指定教育訓練実施者が実施する対象教育訓練（対応訓練）を平成 20 年 12 月 31 日までに受講を開始し、修了した場合には、株式会社ノヴァにおいて受講していた対象教育訓練を修了したのものとして、教育訓練給付金の対象とすることとされたところです。

この度、対応訓練を掲載いたしますのでご確認ください。なお、対応訓練の表示方法及び留意点は下記のとおりです。

記

○ 対応訓練の表示方法及び留意点

- (1) 下の「ノヴァにおいて指定されていた講座」をクリック
- (2) ご自分の受講されていた講座名をクリック
- (3) 講座ごとの対応訓練を掲載しておりますが、対応訓練は受講開始日において指定講座である必要があり、今後指定講座でなくなる可能性もありますので、受講開始日時点において指定講座であるか、必ず各施設に確認してください。

なお、受講可能な教室の状況については、平成 20 年 2 月 15 日現在の状況ですので、詳細については各施設にお問い合わせください。

- (4) お問い合わせ先について
 - 「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム」内の「スクール・キーワードから検索」ページで、スクール名の欄に施設名を入れて検索
 - 講座一覧が表示され、該当講座の右側にある「教室一覧」のページに各教室の問い合わせ先を掲載しております。

※ 未修了者とは、平成 19 年 6 月 19 日以前に、株式会社ノヴァの実施する対象教育訓練の受講を開始し、修了に至っていない方（ただし、各対象教育訓練の指定期間内に受講を開始した者に限る。）です。

平成 20 年 10 月 1 日以降、同年 12 月 31 日までに
受講を開始される方はこちらをご確認ください

[「ノヴァにおいて指定されていた講座」](#)
[（平成 20 年 10 月 1 日以降、同年 12 月 31 日までの対応訓練一覧）](#)

平成 20 年 4 月 1 日以降、同年 9 月 30 日までに
受講を開始された方はこちらをご確認ください

(参考)「ノヴァにおいて指定されていた講座」
(平成 20 年 4 月 1 日以降、同年 9 月 30 日までの対応訓練一覧)

平成 20 年 3 月 31 日までに
受講を開始された方はこちらをご確認ください

(参考)「ノヴァにおいて指定されていた講座」
(平成 20 年 3 月 31 日までの対応訓練一覧)